

【古美術品輸出鑑査証明に関するよくあるお問い合わせ】（令和 7 年 1 1 月 4 日更新）

Q 1：メール等での申請は可能ですか。

A 1：郵送のみでの受付となります。

Q 2：輸出品目が 2 つ以上の複数となる場合、任意様式の添付目録を使用しても良いですか。

A 2：ホームページに掲載している「申請書別紙様式〔添付目録〕」の使用を推奨しますが、任意様式にて提出する場合は、「申請書別紙様式〔添付目録〕」に記載されているすべての項目を漏れなく記載してください。

Q 3：輸出予定がなくても申請できますか。

A 3：輸出先や輸出の時期などが決まってからの申請をお願いします。

Q 4：証明書の有効期限を教えてください。

A 4：発行日から 1 年以内に限り有効です（ただし 1 回の輸出に限る）。

Q 5：証明書の発行後に記載内容に変更があった場合、輸出が中止となった場合はどうすればよいですか。

A 5：発行後の証明書について、権限なく無断で記載内容の改変等を行うことはできません（その時点で証明書は無効となり、関連の行為は法令違反に問われる可能性があります）。速やかに担当までご連絡をいただき、必要な訂正の手続等について確認してください。特に、輸出品目の一部または全部について輸出が中止となった場合は、必ず証明書原本の返納及び「輸出中止の申出書」の提出等が必要となりますので、十分に注意してください。